平成26年度南大隅町議会定例会3月会議 会議録(第3号)

招集年月日 平成26年4月11日 招集の場所 南大隅町議会議事堂

開 会 平成26年4月11日 午前9時10分

開 議 平成27年3月25日 午前10時00分

応招議員

1番 浪	瀬 敦郎 君	6番	日高	孝壽	君	11番	大内田	憲治	君
2番 持	留 秋男 君	7番	水谷(′ 发一	君	12番	川原	拓郎	君
3番 松	元 勇治 君	8番	大久保	孝司	君	13番	大村	明雄	君
5番 平	原 熊次 君	9番	井之上	一弘	君				

不応招議員 なし出席議員 全員欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田	俊彦	君	介護福祉課長	水流	祥雅	君
副町長	白川	順二	君	経済課長	尾辻	正美	君
教育長	山﨑	洋一	君	教育振興課長	神川	和昭	君
総務課長	石畑	博	君	税務課長	川辺	和博	君
支所長	田中	明郎	君	建設課長	石走	和人	君
会計管理者	小田	清典	君	町民保健課長	馬見場	大助	君
企画振興課長	竹野	洋一	君	総務課課長補佐	相羽	康徳	君
財産運用課長	伊比科	L 純一	君	財政第1係長	中之涯	伸 伸一	君

職務のための出席者 : (議会事務局長)大久保 清昭 君 (書記)木佐貫 公子 君

提出議案: 別紙のとおり

会議録署名議員 : (6番) 日高 孝壽 君 (7番) 水谷 俊一 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会: 平成27年3月25日 午後0時09分

▼ 開 議

議長 (大村明雄君)

ただいまから、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、あらかじめ配布したとおりであります。

- ▼ 日程第1 議案第74号 平成27年度南大隅町一般会計予算について
- ▼ 日程第2 議案第75号 平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算について
- ▼ 日程第3 議案第76号 平成27年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について
- ▼ 日程第4 議案第77号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計予算について
- ▼ 日程第5 議案第78号 平成27年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別 会計予算について
- ▼ 日程第6 議案第79号 平成27年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定) 特別会計予算について
- ▼ 日程第7 議案第80号 平成27年度南大隅町下水道事業特別会計予算について
- ▼ 日程第8 議案第81号 平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算 について

議長 (大村明雄君)

日程第1 議案第74号 平成27年度南大隅町一般会計予算についてから、日程第8 議案第81号 平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてまで、以上8件については、3月3日の本会議において、予算審査特別委員会に審査を付託してありますので、これを一括議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

[予算審査特別委員長 浪瀬 敦郎 君 登壇]

予算審査特別委員長 (浪瀬敦郎君)

おはようございます。

ただいま議題となりました、議案第74号から議案第81号までの平成27年度南大隅町一般会計及び各特別会計予算については、3月3日の本会議において予算審査特別委員会に付託され、3月3日から11日までの間の5日間で、提出された予算書について審査いたしました。その審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、議案第74号 平成27年度南大隅町一般会計予算については、歳入歳出それぞれ67億4千5百59万4千円で、前年度予算に比較して、4億5千5百41万8千円の増となっています。

歳入では、自主財源が14.7% 9億9千百11万3千円で、前年度と比較して、2 億9千2百97万2千円の増額で、主なものは、町税、繰入金などとなっています。

85.3%を占める依存財源の主なものは、地方交付税が33億8千3百21万7千円で、58.8%を占めています。町債が12億5千50万円、国庫・県費の支出金は9億

5千9万3千円となっています。

歳出のうち義務的経費が構成比率では43.8%で対前年比較としては1.8%の減。普通建設事業などの投資的経費は20.5%で3.6%の増。その他の経費は35.7%で1.7%の減となっています。

26年度末で地方債残高が86億4千万円、基金残高が81億円程度となる見込みであり、財政健全化が顕著に現れています。

次に、費目ごとに主な事業と委員から出された意見等について述べたいと思います。

総務費関係においては、地方消費税交付金における消費税率アップに伴う取扱いについての質疑に、26年度の交付金を8千百万円程度と見込んでいる。27年度会計においては若干の上乗せは期待できると考えている。また、アップの3%分においては、国の指示を踏まえ社会保障費関係に活用する業務を進めたいと回答されました。

特別職等の旅費増額の要因等についての質疑に、特別職に限らず観光等の施策を進めていく中で、県外等旅費の不足のため26年度も補正増額した経緯があり、27年度においても同様に、観光を含め各種事業の推進や陳情活動・東海地区町人会設立など施策推進のため予算計上したと回答されました。

社会保障・税番号制度 マイナンバー制度の内容についての質疑に、制度開始に向けて電算システムの基盤づくりであり、本年10月に国民一人ひとりに12桁の番号が通知され、来年1月から国の事務がスタート。自治体事務は29年1月からスタートする予定で、導入効果として、行政事務の効率化や国民の利便性の向上が期待できる制度であると回答されました。

町税等の減額要因についての質疑に、納税義務者数においては年々50名前後の減少が みられる。業種別では、給与所得や営業所得については減少状況がみられ、農業所得にお ける減少は見られない。人員や所得減少の要因により全体的には町税等の減額に至ってい ると回答されました。

地籍調査で固定資産管理や筆界未定状況などについての質疑に、調査の時点で固定資産がいらないなどの意見もあるが法的手続きを指導している。一番懸念されるのが、所有者の不明であり、所有者特定のため努力し筆界未定防止に努めていると回答されました。

公共施設等総合管理計画策定支援業務概要についての質疑に、港湾、漁港、道路、下水 道等のインフラなど、全ての公共施設について撤去を含めた維持管理の方針を定めるもの で、計画策定後の運用では交付税措置の活用も期待できる事業内容を見込んでいると回答 されました。

さたでいホールにおいてはシロアリ被害と老朽化による危険性も懸念される。今後の対策についての質疑に、シロアリについては、駆除を実施しながら引き続き注視したい。取り壊しに莫大な経費もかかることから、公共施設等総合管理計画で補助金適正化法も視野に入れながら今後の方向を定めたいと回答されました。

スクールバス等運行委託についての質疑に、交通会議のなかで現路線の温泉のコースを 基本としながら、城内、滑川地区の利便性の高まるコミュニティバスへの変更やフリー乗 降においても理解をしていただいた。基本として温泉バスのコースを回る計画であると回 答されました。

定住促進住宅取得資金補助事業においては、特に転入者における住宅購入などの際の情報不足が発生しているため事業の目的、内容等について広報活動を徹底され、対象者に不利益が生じないよう努めてほしいことと併せて、28年度における新たな制度の検討もされる中、建て替えなどの取扱い検討も進められるよう要望されました。

民生費においては、生活困窮者自立支援事業における対象者と支援内容についての質疑に、生活困窮者や就労希望者などを対象に、就労支援や軽作業の斡旋を行うもので、相談者はもとより座談会や地域ケア会議などでの埋もれた対象者も把握し支援を努めていきたいと回答されました。

葬祭手続支援業務委託及び葬祭費の取組みについて、1人暮らしや子供達がいない、また、不明な方など亡くなるケースが増えてくることが予想される。今後は、行政、社協、自治会が一体となった取組みが求められてくる。自治会との協力体制の整備と併せ、必要な場合は葬祭運営補助の導入なども検討をお願いしたいと要望されました。

障害者自立支援給付費の増額要因についての質疑に、国からの指針で支援給付にあっては個別の障害者サービス計画が義務付けられている。その計画に添った充実した諸々のサービスが提供されるなど内容が増えてきていることが要因となっていると回答されました。障害者タクシー助成事業について例年予算額を下回る利用状況がみられる。対象者が利用しやすい助成内容も必要と考えられるため、制度改正を含めた検討をお願いしたいと要望されました。

レスパイト支援研修事業における委託先と取り組みについての質疑に、委託先は社協を 予定し、内容は認知症含め在宅介護者の家族が一同に集う機会をつくり、相談業務などと 併せ日帰り研修を進めたい。同時に、参加者の外出時への対応としてヘルパー派遣ができ る事業も進めたいと回答されました。

高齢者福祉支援事業の取組み内容についての質疑に、要介護認定者における住宅改修について、介護保険適用外の改修等が必要な部分について、担当ケアマネや包括支援センターの主任ケアマネ・建築資格者などの支援を頂きながら進めたいと考えている。扶助額については、今後協議し、制度化したいと回答されました。

放課後児童健全育成事業の新たな取組みについての質疑に、放課後学童健全育成に関しては力を入れるよう国の指針が出ていることも含め、根占地区に自主事業所として運営され認可基準を満たされている事業所を認可事業所として承認し、新たな委託先として進めると回答されました。

衛生費において、ヘルシーライフプロジェクト南大隅協議会の活動内容についての質疑に、町の健康課題について各種団体と課題を共有しながら解決に向けた取組みを進めるのが主な狙いであり、各種団体による協議会やワーキング会議を開催し進めたいと回答されました。

農林水産業費において、遊休農地再生耕作謝金の運用について、10a当たり2万円の 謝金は充分と考えられる。遊休農地解消のため推進してほしい。併せて、謝金の対象外の 放棄され荒廃した遊休農地の再生についても、補助金等の導入について検討を進めてほし いと要望されました。

青年就農給付金事業においては、ハードルが高く利用者が少ない状況もあるが今後の取組みについての質疑に、野菜・畜産の4名の候補者を見込んでいるが申請に至っていない。 条件が厳しいところもあるため、指導を徹底し出来るだけ多くの方が利用できるように努めたいと回答されました。

農業離農者支援事業概要についての質疑に、農業後継者への経営移譲を円滑化するとともに、豊富な知識と経営感覚を持つ高齢者を活かすための手段として、1人10万円の報奨金の支給を考えている。審査委員会を設置し条件整備を進め制度化したいと回答されました。

緑茶加工施設の使用料について、お茶の販売単価が低く所得が上がらず耕作面積が減少

するなど大変厳しい状況にある。値段が回復するかというとなかなか難しい状況が見込まれる。経営農家などの状況を適切に把握され十分な施策を進められるよう要望されました。

水産業における嘱託職員の活動実績と今後の取組みについての質疑に、水産業の規模拡大や経営改善などと併せて、水産技術開発センターと連携を取り新たな商品開発や流通等施策を進めている。今後も研修・視察などに取組みながら水産振興を進めたいと回答されました。

水産基盤機能保全計画策定事業概要についての質疑に、6つの管理漁港があるが、設置後、相当年数が経過している。施設ごとの改修の必要な部分を診断しながら、必要な施設においては長期的なスパンで改修の方向を定める計画で、計画策定により改修への補助適用が見込まれることなど実施の必要性があると回答されました。

有害鳥獣捕獲出動委託の事業効果において、有害駆除など猟友会全員に呼びかける取組 みを行えば、今以上の効果が期待できることも考えられる。鳥獣害対策の効率的な運用が 進められるよう事業の検証や見直しを含め、猟友会との協議を進めてほしいと要望されま した。

商工費においては、南のグルメ飲食店支援事業や南の最先端事業などの補助事業について、元気おこし事業に申請されているが、中小企業庁のにぎわい補助事業の 100%活用についても検討を進められるよう要望されました。

南大隅町は観光と一次産業しかないと思える。その中、観光協会の組織育成が大事であり大地に根の張った運営が必要となる。観光協会が行政組織での運営でなく、自立した組織として予算の編成や要求などができる組織に作り上げることが必要。ここ2・3年で自立した組織に作り上げていただきたいと要望されました。

佐多岬ふれあいセンターの指定管理委託料の経緯についての質疑に、雇用促進事業が終了したことが一番の要因であり、宿泊客等の増加を加味した経営計画書が提出されているが、自己経営していくにはまだ足りない状況にある。状況を加味し説明不足ではあったが、委託料を必要と判断し予算計上を行ったと回答されました。

土木費においては、住み続ける住宅助成事業など新規事業においては、町民の方が平等にこれらの事業が活用できるよう、説明会の実施など様々な広報活動に務めてほしいことが要望されました。

牛牧橋改良工事の概要についての質疑に、総事業費を2億2千万円予定し29年2月末までを工事期間と予定している。27年度は橋台、28年度に上部工を施工し、現在の橋は撤去する予定。橋長は46m高さは2m程上がり、河川の断面は変わらないと回答されました。

支障木伐採事業における27年度計画についての質疑に、4月からの道路維持パトロールによる路線選定を行い、安全性を第一とした作業や委託先を判断していきたい。また、効率的に進めるため自治会とタイアップするなど地域の要望に応えられるよう努めたいと回答されました。

非現地建替えに関して一般公募をして一般の方々を優先して入れられた経緯があるが、これから建替えが続行される中、対象居住者に移転先がなく不便が生じないよう万全な対策を進めてほしい。また、独居老人等が安価で住みやすいことが理由で居住される状況もあるので、独居老人等が寄って住みやすい福祉住宅等の検討も進めてほしいと要望されました。

消防費においては、消防ホースの点検整備計画についての質疑に、26年度に70本各分団に配布し、27年度も70本を整備する予定で、ほぼ希望に対する整備本数は達成で

きると考える。また、消火ボックスホースのパッキン修理において可能な分は各分団で対応を依頼したいと回答されました。

防災行政無線デジタル設備整備事業における整備計画についての質疑に、27年度から3年間、約8億8千4百万円程度の事業を見込んでいる。現在活用されている自治会無線放送設備と併用できるシステムのため、併用による工事費などの減額分については還元なども検討したいと回答されました。

教育費においては、自転車競技場バンクの状態は相当劣化し練習も儘(まま)ならない状況が見受けられる。南大隅高校自転車競技部の更なる育成と、生徒をはじめ競技者の事故防止のため、徹底した施設管理に務める必要がある。県体育協会をはじめ関係機関へバンク整備の要請を早急に進められるよう要望されました。

B&G事業については施設整備や研修事業の取組みが計画されているが、今後、更なる事業の展開を期待したい。 鹿屋体育大や関係機関と連携をもった積極的な展開を進めていただきたいと要望されました。

総合型地域スポーツクラブ自立支援事業においては、クラブ育成や町民の健康づくりを 図るため、指定管理をはじめ指導者の育成など様々な取組みが必要となってくる。これら の事業が更に拡大ができるよう各分野からの指導や支援を進められるよう要望されました。

民俗芸能保存団体については、後継者不足の問題があり芸能の保存活動で支障が出てきている。伝統継承のため各団体で参加者の掘り起こしに努めているが成果が上がっていない。実態を検証され必要な施策を展開してほしいと要望されました。

幼稚園環境整備事業におけるプール補修が見込まれているが、FRP樹脂がはみ出し危険な状況も感じられる。導入後、相当年数が経過しているため、修繕料等と勘案し取り替えの検討をお願いしたいと要望されました。

川北、川南集会施設管理について、掃除が行きとどいていない状況が見受けられる。利用者の利便や適正な施設管理に務めるため、行き届く清掃に徹底されるようお願いしたいと要望されました。

次に特別会計について報告いたします。

議案第75号 平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算において、県下の連合運営まであと3年間が見込まれているが、約1億1千万円の基金残高で乗り切らねばならない状況が思慮される。過去に単年度で1億円の基金取崩しを行った経緯もあるので、関係課、部署と更なる連携を保ち、健全な国保の財政運営に務めてほしいと要望されました。

議案第76号 平成27年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算においては、平成29年度に公営企業会計導入が見込まれるが、使用料の減や一般会計繰入金の増、地方債残高をみるとき、導入後における財源確保などが危惧されるため、計画的な導入の検討を進められるよう要望されました。

議案第77号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計予算においては、佐多診療所における常駐医師の確保が計画される中、看護師の確保については当面は嘱託職員の配置が予定されている。看護師等の職務内容からして、正規職員と嘱託職員では仕事における責任能力の差が生じると考えられるため、正規職員における看護師業務を検討されるよう要望されました。

佐多診療所の診療計画についての質疑に、今回の医師においては内科医を予定している。 併せて小倉病院からの整形外科と肝属郡医師会病院の医師派遣も今まで同様依頼ができる よう協議を進めている。月~金曜日の5日間の診療を予定しているが、診療時間ふくめ詳 細は4月以降に確定する見込みであると回答されました。

議案第78号 平成27年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算においては、保険料見直しで基本額が月額5千5百円とアップ改定となっているため滞納者への影響がさらに危惧される。普通徴収が増加する中、保険料負担において不均衡が生じないよう徴収業務に務められ、公平な負担による保険運営を進められるよう要望されました。

議案第80号 平成27年度南大隅町下水道事業特別会計予算においては、下水道事業における段階的な機械設備の整備が進められる長寿命化機能強化事業の効果についての質疑に、長期的な利活用を進めるため、土改連など専門業者と点検や改修業務を進めている。コンピューター機器含め今後15~20年の寿命の強化が期待できると回答されました。

議案第81号 平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算においては、特別徴収保険料減少の原因と滞納状況についての質疑に、特別徴収の減は人口減と対象者の普通徴収へ移行が要因となっている。滞納者については、普通徴収のみで多額の滞納者が2名、広域連合とも連携しながら対策に務めており、他の滞納者については納付相談による徴収業務に務めていると回答されました。

以上、予算審査の経過を申し上げましたが、各事業に対し、委員より意見・要望等が出されました。これらの意見を真摯に受け止め執行されるよう要望いたします。

予算審査特別委員会に付託されました、議案第73号 平成27年度南大隅町一般会計予算についてから、議案第81号 平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算については、「まち・ひと・しごと創生事業」の基礎となる予算であり、今後、さらに多種多彩な具体的な施策が追加され、南大隅町版の地方創生事業が構築されることを期待しながら、慎重な審査を行おこないました。結果8件全ての予算について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算審査特別委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長 (大村明雄君)

これから質疑を行います。

予算審査特別委員長の報告に対し質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長(大村明雄君)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第74号 平成27年度南大隅町一般会計予算についてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

議案第74号 平成27年度南大隅町一般会計予算については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起 立 多 数(全員起立)

議長 (大村明雄君)

全員起立でございます。

起立多数です。

したがって、議案第74号 平成27年度南大隅町一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第75号 平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第75号 平成27年度南大隅町国民健康保険事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

これから、議案第76号 平成27年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算についてを 採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第76号 平成27年度南大隅町簡易水道事業特別会計予算について は原案のとおり可決されました。 これから、議案第77号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第77号 平成27年度南大隅町診療所事業特別会計予算については 原案のとおり可決されました。

これから、議案第78号 平成27年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算についてを採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第78号 平成27年度南大隅町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算については原案のとおり可決されました。

これから、議案第79号 平成27年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計予算についてを採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第79号 平成27年度南大隅町介護保険事業(サービス事業勘定) 特別会計予算については原案のとおり可決されました。

これから、議案第80号 平成27年度南大隅町下水道事業特別会計予算についてを採 決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第80号 平成27年度南大隅町下水道事業特別会計予算については 原案のとおり可決されました。

これから、議案第81号 平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決します。

本案に対する予算審査特別委員長の報告は、原案のとおり可決であります。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第81号 平成27年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

▼ 日程第9 議案第82号 南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について 議決を求める件

議長 (大村明雄君)

日程第9 議案第82号 南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議決を求める件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長(森田俊彦君)

議案第82号は、南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議決を求める件であります。

本案は、南大隅町佐多堆肥センターの管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法 第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

- 1 施設の名称は、南大隅町佐多堆肥センター
- 2 指定管理者となる団体は、住所 鹿児島市鴨池新町15番地

名称 鹿児島くみあいチキンフーズ株式会社

代表者名は、代表取締役社長 中馬 公弘(ちゅうまん きみひろ) 氏

3 指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間であります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 (大村明雄君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第82号 南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議決を求める件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第82号 南大隅町佐多堆肥センターの指定管理者の指定について議 決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第10 議案第83号 南大隅町総合振興計画の基本構想について議決を求め る件

議長(大村明雄君)

日程第10 議案第83号 南大隅町総合振興計画の基本構想について議決を求める件 を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長(森田俊彦君)

議案第83号は、南大隅町総合振興計画の基本構想について議決を求める件であります。 本案は、本町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を次のとおり定めたいので、地方自治法第96条第2項の規定により議決を求めるものでございます。 よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

なお本案につきましては、南大隅町振興計画審議会から答申されたものであることを申 し添えます。

議長 (大村明雄君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番(大久保孝司君)

振興計画の中でですよ、7ページの部分でのまちづくり将来指標(目標人口)とかこういう指標が書いてある訳ですが、こういうものについては、全員協議会でも申しましたけれども、今回はこれは5年前のものの結果ですので、今回はまた27年度においては国勢調査等がありますので、こういった指標というものは、すぐ換えられるということが出来る訳ですか、その計画はありませんか。

町長 (森田俊彦君)

担当課長が説明いたします。

企画振興課長 (竹野洋一君)

推計人口につきましてでございますが、議員が申されたとおり国調人口等につきましては、その時期で参考数値として変更する、そういうような状況によって対応は可能かと思いますが、現段階の数値の算出の基礎といたしましては、確かに過去の前回の5年前の国調人口でございますが、それを基にしておりますけれども、実際の推計の仕方といたしましては、国立社会保障・人口問題研究所においてですね、平成25年3月に推計をした数字でございますので、5年前のものを基礎としてはおりますけれども、全国的な見方としてはですね、現段階のものとしては、25年の3月現在で推計をしたものだということはご理解いただきたいと思います。

議長 (大村明雄君)

よろしいですか。

(「はい。」 の声あり)

議長 (大村明雄君)

他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第83号 南大隅町総合振興計画の基本構想について議決を求める件を 採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第83号 南大隅町総合振興計画の基本構想について議決を求める件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第11 議案第84号 南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件

議長 (大村明雄君)

日程第11 議案第84号 南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長(森田俊彦君)

議案第84号は、南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

本案は、効率的な行政運営を図るため、課の廃止及び名称変更並びに係の組み替えを行おうとするものであります。

具体的には、「財産運用課」を廃止、「企画振興課」を「企画観光課」へ名称変更、それに併せて所掌事務の変更を行い、効率的な組織体制を確立するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださるようお願いいたします。

議長 (大村明雄君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番(水谷俊一君)

今回、財産運用課を廃止されるということで、今、町長の説明を聞いた中で効率的な課

の運用という話なんですが、まだ出来て間もないと言えば間もない課を、今回廃止される 大きな理由というものがあるのであれば、説明いただきたいというふうに思います。

町長 (森田俊彦君)

総務課長に答弁させます。

総務課長(石畑博君)

課が出来てからまだ数年でございますけれども、現在ある課の所掌事務の中でですね、 例えば、公営住宅の建設等になりますと、建設課の応援が要るし、そしてまた、観光施設 の管理等になりますと企画振興課との連携が要るし、そしてまた、教育施設につきまして は教育振興課との連携も必要ということ。

このことをここ数年の中でですね、それぞれの課との連携がある中で、職員数の減にもよるんですけれども、それぞれの課に割り振りをした方が、業務運営がし易いということもあったりしまして、また、学校の統廃合によりまして、統廃合した学校の管理につきましても従前の課に属することが非常に管理運営等もし易いということも含めてですね、人の配置も含めた形での総合的な判断をしまして、こういった結果にですね至ったところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

7番(水谷俊一君)

最初出来た当時、財産管理課じゃなくて財産運用課ということで、非常に期待してたところです。学校の統廃合によりまして、廃校となった跡地等も増える中で、やはりこれをいかに運用していくかというのが、今後我が町の課題であったのであろうと。

そこを踏まえたうえで、町長新しくこれを新設されていかに、要するに町の財産を外貨を獲得するような形で何とか運用出来んもんかなというふうに、私はそういう考えでこの課が出来たんだろうなと。そういう中で、予算委員会・決算委員会等においても、管理だけではなくて、これを運用するのを職員の方々にも、何とか知恵を出して考えて下さいということも幾度となく申してきたような考えもしております。

それを今回こういう形で廃止されるということなんですが、今後の運用、活用運用について、その辺の引き継ぎといいますか、後の運用の形が万全であるのか、その辺含めてお伺いいたします。

町長(森田俊彦君)

総務課長が答弁します。

総務課長 (石畑博君)

今、ご心配をいただいたような運用についてもですね、色々検討をした結果で、こういったことになりましたけれども、これまでの学校跡地をですね、企業誘致型の企業の誘致とかですね、そういったことも努力もして来ておりますが、なかなか地の利という部分ではですねハンディもある中で、そういった企業等のですね申し出がないところでありまして、問い合わせは非常にあるところではありますけれども、先が見込めないと。

そういった中では、施設の営繕等の維持管理についてはですね、やはり教育委員会での 管理が妥当であるということで、活用促進という今おっしゃった部分についてですね、今 後跡地をどうするかというそういった部分につきましてはですね、やはり、現企画振興課の中でのですね、そういった政策を進めていくということで取り組みをしていきますので、活用策につきましては引き続き可能な中でですね、色んな補助絡みの制約もありますけれども、それを上手く活用しながら、新たな活用策はですね模索することで、新しい課に属した中でですね、進めて参りたいと考えております。

7番(水谷俊一君)

今、学校跡地は企画振興課の方でということです。全ての町有財産の運用の仕方については、今度変わる担当部署の方に、ただ管理を引き継ぐだけでなくて運用面まで含めて、特に学校跡地については、やはり誰かに、その部署に任せるだけではなくて、やはり運用をするということで、しっかりと積極的に展開、今後もしていただくことを希望いたします。

終わります。

議長 (大村明雄君)

他に質疑はありませんか。

3番(松元勇治君)

今、水谷議員に引き続いて同じようなことなんですが、今回、管理計画の策定会議をするというのは、財産運用課から説明を受けたんですけど、統括して更新・統廃合・長寿命化を把握されてる課というのは企画課なんですか、総務課なんですか。

町長 (森田俊彦君)

今は財産運用課がやっておりますけれども、今後は総務課がやる格好になるかと思います。

議長 (大村明雄君)

よろしいですか。

3番(松元勇治君)

そういった組織図というのが今後出て来ると思うんですが、統括されるのが総務課、全 ての長寿命化、また、実際取り壊しとか色んな話も出て来る中で、総務課が策定会議を各 課から招集して、会議をされるということですかね。

町長(森田俊彦君)

そうなります。

(「了解しました。」 の声あり)

議長(大村明雄君)

他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第84号 南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第84号 南大隅町課設置条例の一部を改正する条例制定の件は、原 案のとおり可決されました。

▼ 日程第12 議案第85号 南大隅町情報公開条例の一部を改正する条例制定の件

議長(大村明雄君)

日程第12 議案第85号 南大隅町情報公開条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長(森田俊彦君)

議案第85号は、南大隅町情報公開条例の一部を改正する条例制定の件であります。 本案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が改正されたことに伴い、所要の改 訂を行うものでございます。

主な内容は、引用条項において項ズレが発生したための変更と、「特定独立行政法人」が「行政執行法人」に名称変更となったため、本条例においても名称を変更するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 (大村明雄君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第85号 南大隅町情報公開条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第85号 南大隅町情報公開条例の一部を改正する条例制定の件は、 原案のとおり可決されました。

▼ 日程第13 議案第86号 南大隅町保健センター条例の一部を改正する条例制定 の件

議長(大村明雄君)

日程第13 議案第86号 南大隅町保健センター条例の一部を改正する条例制定の件 を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長(森田俊彦君)

議案第86号は、南大隅町保健センター条例の一部を改正する条例制定の件であります。 本案は、佐多診療所が佐多保健センターへ移転することに伴い、「佐多保健センター」の 項目を削除するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 (大村明雄君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第議案第86号 南大隅町保健センター条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第86号 南大隅町保健センター条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

- ▼ 日程第14 議案第87号 南大隅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
- ▼ 日程第15 議案第88号 南大隅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件

議長 (大村明雄君)

日程第14 議案第87号 南大隅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件から、日程第15 議案第88号 南大隅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件まで、以上2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長 (森田俊彦君)

議案第87号 南大隅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件、及び議案第88号 南大隅町指定地域 密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サー ビスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条 例制定の件の2件について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、介護保険法の一部が改正されたこと等により、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長 (大村明雄君)

これから質疑を行います。

議案第87号 南大隅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第87号 南大隅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第87号 南大隅町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決され ました。

これから質疑を行います。

議案第88号 南大隅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第88号 南大隅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第88号 南大隅町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支 援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されま した。

休憩します。

10:58 ~ 11:08

議長 (大村明雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

▼ 日程第16 議案第89号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算(第14号)に ついて

議長 (大村明雄君)

日程第16 議案第89号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算(第14号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長 (森田俊彦君)

議案第89号は、平成26年度南大隅町一般会計補正予算(第14号)についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千30万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6千8百4万6千円とするものであります。

今回の補正は、国のいわゆる地方創生に係る「地域住民生活等緊急支援事業」を計上したもので、その全額を平成27年度へ繰り越すものであります。

主な事業は、「南大隅町総合戦略策定事業」、「南大隅チャレンジ創生事業」、「プレミアム商品券発行事業」であります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定下さいま すようお願いいたします。

総務課長(石畑博君)

それでは、議案第89号 一般会計補正予算(第14号)についてご説明いたします。 まず、1ページでございます。

議案第89号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算(第14号)、平成26年度南大隅町の一般会計補正予算(第14号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千30万2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億6千8百4万6千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。 4ページをお開き下さい。

第2表 繰越明許費補正 地域住民生活等緊急支援事業8千30万2千円の追加をお願いするもので、今回の補正予算全額を平成27年度へ繰り越そうとするものでございます。 7ページをお願いいたします。

歳入でございますが、14款 国庫支出金 2項 国庫補助金 5目 総務費国庫補助金に6 千3百48万5千円、地域住民生活等緊急支援交付金でございます。

18款 繰入金 1項 基金繰入金 3目 財政調整基金繰入金 1千6百81万7千円、今

回の補正全体に係る財源調整でございます。

続いて、次のページでございます。

歳出でございますが、2款 総務費 1項 総務管理費 19目 地域住民生活等緊急支援事業費に8千30万2千円の計上でございます。

今回の国の交付金事業につきましては、効率のいい予算管理、事業執行のために、すべての事業を1つの目(もく)の中で予算計上をさせていただいたところであります。その結果、8ページにつきましては、事業が全て入りまして混在しておりますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、個別の事業といたしましては、補助資料(わかりやすい予算書)の1・2ページ でご確認をお願いいたします。

地域消費喚起・生活支援型が2事業、これは、

プレミアム商品券発行事業 1千3百万円

子育て世代生活支援事業 1千1百57万3千円

地方創生先行型が9事業

南大隅町総合戦略策定事業 6百61万8千円

特產品販路拡大支援事業 80万円

商工業者スタートアップ創業支援事業 3百36万円

鹿児島南部広域連携観光物流構築事業 3百22万円

南大隅チャレンジ創生補助事業 2千1百万円

特産品パッケージ制作事業 2百70万円

情報発信環境整備事業 6百66万9千円 周遊観光ツアー実証運行事業 7百21万2千円

空き家等環境整備事業 4百15万円 以上でございます。

ご審議、ご決定方をよろしくお願い申し上げます。

議長 (大村明雄君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番(大久保孝司君)

この事業についてはですよ、事業残が出た場合に国への返納をしなければならないのか。 私は国に返納をしなければならないだろうと、そのために財調基金を使って、これを加算 されて、そうして、してあるだろうと見ているんですが、こういったことを考えた時にし っかりと精査された事業になっているのか、ここ辺りを。

町長(森田俊彦君)

担当課長に答弁させます。

総務課長 (石畑博君)

元々ですね、こちらから全てを計算して出したのじゃなくて、国から来た額に対してですね、こちらが可能な事業を全部充てがって、その中で、いわゆる国費でございますので、丸々やはり執行すべきが妥当ということで、今おっしゃったように単費の財調を付けておりますので、全て今のところでは可能であるか、もしくは不足気味じゃないかなという考

えの予測であります。

(「返納しなければならないという考えはない。」 の声あり)

ないと思います。

(「返納はしなくてもいい。」 の声あり)

残った時ですか。 残った時は、精算で返納となります。

(「返納しなければならない。」 の声あり)

はい、そうです。

8番(大久保孝司君)

僕、一番心配しているのは、企画課がやっている周遊観光ツアー実証運行事業ですね、 これについては全協の中でもあった訳ですけれども、現在のところ243名を想定された 人間でされていると。

その場合、2万8千444円という金額を私の計算で出たんですが、これを交付金額の6百万円で簡単に割った場合には210人ぐらいになると。210人いなければ、それは返納しなければならないという状況にならないのか、そこら辺りはどうなんですか。

町長(森田俊彦君)

担当課長が説明します。

企画振興課長(竹野洋一君)

わかりやすい予算書の4ページを見ていただければ、交付金額を6百万充当しておりますけれども、一般財源で百20万円を見ております。

基本的な考え方といたしましては、先程も少し申し上げましたけれども、考え方といたしまして海上タクシーの運航という部分の中では、今確実に決めている部分の数値を土・日・祝日の27回というのを申し上げましたが、それにもっと活用運用出来る方法、こういった部分は今後若干は検討して、入れていくという考え方も持っておりますが、それと併せまして、財政上の部分の中に全体に影響を与えないようにということでは、企画振興課関連の事業この部分の中では、その他の事業も含めてひとつの目の中で事業運営をされておりますので、その中でもいくらかは調整をしていただこうということも考えながら、予算計上させていただいております。

8番(大久保孝司君)

言わば、私が簡単に計算をした6百91万2千円から243名を割り切った数の2万8 千444円という数値というのは、必ずそうとは限らないということですね。

それに色々なものを含めていったら、3万円以上或いは5万円ぐらいになるやもしれないという、そういう状況も有り得るということですか。

町長 (森田俊彦君)

企画課長の方からも話が出ておりますけれども、先程、全協の中でも申しましたが、中身に関しましては、かなり企画的な部分が次々出来る格好になろうかというふうに思っております。

一応、予算計上のためにこういう数字の挙げ方をしておりますけれども、先程ご質問のありました残った場合にどうなるかというような話の時に、返納は発生する訳ですけれども、先程総務課長がお話をしたみたいに、当初、国からもう予算化されて来ております。

だから、先行型の部分と地域消費喚起の方と、このふた立てに分かれておりました。その中でこの事業自体は、このメニューを挙げて一応審査が通ったメニューであります。

今回、歳出の方を見ていただければ分かるかと思いますけれども、目のひとくくりになっておりまして、この事業のメニューがひとくくりになっているということを理解していただければ、簡単にひとつの事業の方で余分が出てきますと、他の方が足りないというふうに流用が出来る、そういう事業間の流用可能ということで了解を取っておりますので、そこら辺ご理解いただければ、分かっていただけるんではなかろうかなと思います。

(「わかりました。」 の声あり)

議長 (大村明雄君)

他に質疑はありませんか。

7番(水谷俊一君)

鹿児島南部広域連携観光物流構築事業についてお伺いいたします。連携を行う市町名と 具体的にどういう事業を行っていくのか、内容をお伺いいたします。

町長(森田俊彦君)

企画振興課長に答弁させます。

企画振興課長(竹野洋一君)

この事業の参加は、指宿市それから南さつま市、それから南大隅町含めまして、それから南九州市です。この3市1町でございます。

具体的な事業といたしましては、今言われておりますこのインバウンド事業、こういったものについての取り組みを深めるための啓発のために、東南アジアの方へ誘客を図るための事業の展開を、大きなものとしては考えております。

特に海外への物産店に出店をしているようなもの、そういったものとか、或いは、この関係をする市町の特産品の物流が出来ないかという研修、そういったものを含めて海外の実態を調査をする。そういったものをこの3市1町で取り組みを深めていこうというものでございます。

それと併せまして、このインバウンド事業の取り組みの中の、本町で取り組む部分といたしまして、外国語対応が出来る中国語であったり、或いは英語であったりというもののパンフレット等の印刷、こういう事業も地元、こちらにインバウンド事業として対応するためのですね、啓発をするパンフレット印刷、こういったものの事業というものも含めた全体的な取り組みとして考えているところでございます。

7番(水谷俊一君)

ここに挙がっているのが、需用費と負担金、需用費というのがその印刷代になるのかなというふうに思うんですが、この負担金ということであれば、要するに協議会を3市1町で作られて、その協議会への負担という考え方になるんだろうなと思います。それでよろしいのかという点と、それとこの協議会、要するに3市1町今後ずっとこれは継続されていく事業となるのか、2点お伺いいたします。

企画振興課長(竹野洋一君)

まず、負担金につきましては、協議会をおっしゃる通り作りまして、その協議会の中で管理していくという流れでございます。現段階では基本的な考えといたしまして、継続をしてこの取り組みを広域的に進めていこうという構想でございます。

議長 (大村明雄君)

よろしいですか。他に質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第89号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算(第14号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第89号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算(第14号)については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第17 発委第1号 南大隅町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件

議長 (大村明雄君)

日程第17 発委第1号 南大隅町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件を議題 とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

[総務民生常任委員長 松元 勇治 君 登壇]

総務民生常任委員長(松元勇治君)

ただいま議題となりました、発委第1号 南大隅町議会基本条例の一部を改正する条例 制定の件について、趣旨説明をいたします。

平成27年4月から議会災害対策支援本部設置規程を設け、災害時などにおける議会活動を進めることが計画されています。

災害や危機管理において議会基本条例と災害対策支援本部規程に一体的な位置づけを行った取組を進めるため、今回、議会活動の基本となる議会基本条例の条項に危機管理条項を設ける一部改正について提案するものです。

発委第1号 南大隅町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件についてご理解いただき、ご賛同の上、議決いただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

議長 (大村明雄君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、発委第1号 南大隅町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件を採決します

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号 南大隅町議会基本条例の一部を改正する条例制定の件は、原 案のとおり可決されました。

▼ 日程第18 発委第2号 南大隅町ふるさと環境美化条例制定の件

議長 (大村明雄君)

日程第18 発委第2号 南大隅町ふるさと環境美化条例制定の件を議題とします。 本案について、趣旨説明を求めます。

[条例制定等調査特別委員長 水谷 俊一 君 登壇]

条例制定等調査特別委員長(水谷俊一君)

ただいま議題となりました、発委第2号 南大隅町ふるさと環境美化条例制定の件について、趣旨説明をいたします。

平成26年6月の議会全員協議会及び定例会7月会議において、ポイ捨て禁止条例制定のための調査及び条例提案を進めるための特別委員会の設置が決定され、8月4日に第1回目の委員会を開き、その後、放棄されたごみの実態や先進的事例等を調査してきました。

町内においては、幹線道路や佐多岬公園内に空き缶やビニール、たばこの吸い殻など投棄の実態が見られます。

町民に限らず入込客の投棄も考えられる中、今後、観光立地を目指す南大隅町としては、 町民や行政が相互に協力し、環境美化に努め清潔で美しいふるさとづくりを推進する必要 性を感じております。

よって、今回、町内外へこれらの取組をアピールすると共に、南大隅町にふさわしい環境を守るため、「南大隅町ふるさと環境美化条例」の制定は必要であると特別委員会において意見の一致をみたものです。

発委第2号 南大隅町ふるさと環境美化条例制定の件につきましてご理解いただき、ご 賛同の上、議決いただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

議長 (大村明雄君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、発委第2号 南大隅町ふるさと環境美化条例制定の件を採決しますお諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号 南大隅町ふるさと環境美化条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第19 発委第3号 南大隅町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件

議長(大村明雄君)

日程第19 発委第3号 南大隅町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

〔 総務民生常任委員長 松元 勇治 君 登壇 〕

総務民生常任委員長(松元勇治君)

ただいま議題となりました、発委第3号 南大隅町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件について、趣旨説明をいたします。

今回の改正は、第186回通常国会において、教育委員長と教育長を一本化した新たな 責任者、新教育長を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法 律の一部を改正する法律」が成立し、併せて地方自治法第121条が改正されたところで あります。

この改正にもとづき、南大隅町議会委員会条例の一部を改正するものであります。

発委第3号 南大隅町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件についてご理解いただき、ご賛同の上、議決いただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

議長(大村明雄君)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

質疑なしと認めます。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、発委第3号 南大隅町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件を採決します

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、発委第3号 南大隅町議会委員会条例の一部を改正する条例制定の件は、 原案のとおり可決されました。

▼ 日程第20 特別委員会設置の件

議長(大村明雄君)

日程第20 特別委員会設置の件を議題とします。

お諮りします。

特別委員会設置の件について、議長を除く議員全員で構成する「地方創生総合戦略等調査特別委員会」を設置し、調査することにしたいと思います。

なお、調査の期間は、調査終了までとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長を除く議員全員で構成する「地方創生総合戦略等調査特別委員会」を設置し、調査することに決定しました。

引き続き、「地方創生総合戦略等調査特別委員会」を招集します。

委員長・副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。 全員協議会室でお願いします。

暫時休憩します。

1 1 : 3 2 ~ 1 1 : 5 2

(地方創生総合戦略等調査特別委員会)

議長 (大村明雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

地方創生総合戦略等調査特別委員会の委員長に川原拓郎君、副委員長に大久保孝司君が互選されましたので報告いたします。

▼ 日程第21 議員派遣の件

議長 (大村明雄君)

日程第21 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第123条の規定による議員の派遣については、お手元に配布のとおりとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

ご異議ありませんので、そのように決定することにいたしました。

▼ 日程第22 委員会の調査報告について

議長(大村明雄君)

日程第22 委員会の調査報告をお願いします。 教育産業常任委員長の報告を求めます。

〔 教育産業常任委員長 持留 秋男 君 登壇 〕

教育産業常任委員長(持留秋男君)

教育産業常任委員会では、去る、2月2日に、長島町「B&G海洋センターの管理運営 について」所管事務の調査を実施しましたので、その結果について報告いたします。

長島町 B&G海洋センターにおいては、昭和55年から体育館、武道館、艇庫、プールの4施設利用による活動に取組まれていました。

その中、体育館及び武道館は周年、艇庫は春から夏に、プールは夏場の活動に取組まれ、 B&G財団からは特A評価を受けられるなか、施設の改修事業を導入され、施設の維持管理に務められていました。

艇庫においては、入り江の深い、波の穏やかな蔵之元港(くちのもとこう)を中心に、5月から7月に小学生を対象にしたカヌー教室と、夏休み期間は、学生から一般を対象にしたカヌー教室が取組まれていました。

併せて、「海洋性スポーツを通じて、青少年のたくましい心身を養う」ことを目的に、小・中学生や指導者を含め、約60人による天草市牛深と長島蔵之元間の長島海峡約8kmをカヌーにより横断遭破(そうは)する「カヌー長島海峡横断大会」が昭和61年から継続されていました。

また、平成26年からは、B&G海洋センターと「花のまちづくり」に取組んでいる共通点から、北海道・東神楽町(ひがしかぐらちょう)との交流事業が開始され、夏休みに小学生を招き、カヌー体験や海水浴、ホームステイなど3泊4日のプログラムで交流が進められていました。

社会教育課に有資格者職員2名の配置を含め一体となった取組などが、財団から特Aの評価を受けるなか、アドバイザー資格養成や地域のボランテイアを含めた連絡会の結成など、更なる組織の充実を目指した取組の報告もされました。

これらの状況から、B&G海洋センターをフルに活用した、青少年の健全育成と健康づくりや地域との交流事業などの取組状況がひしひしと伝わってきた次第です。

調査後の意見として、艇庫などを活用した青少年の健全な育成と健康づくりと併せて、 観光振興の目的でマリンスポーツ体験など、観光資源とした活用を進めることも大事では との提案がされました。

B&G海洋施設を活用した、本町の青少年育成と健康づくり、観光振興とタイアップした取組を進められることを要望しまして、教育産業常任委員会の所管事務調査の報告と致します。

▼ 日程第23 委員会の閉会中の継続審査の件

議長 (大村明雄君)

日程第23 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務民生常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第7 1条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出が あります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しまし

た。

お諮りします。

ただいま議決されました、議案の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長 (大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。 以上で全部の日程を終了しました。

暫時休憩します。

12:02 \sim 12:05

(退職予定者挨拶 伊比礼財産運用課長・川辺税務課長・ 神川教育振興課長・小田会計管理者)

議長 (大村明雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長(森田俊彦君)

平成26年度南大隅町議会定例会3月会議を閉会されるにあたり、一言お礼申し上げます。

3月3日から本日会議まで、23日間の日程でありましたが、一般会計補正予算、平成27年度一般会計当初予算67億4千万円をはじめとする特別会計の各議案など、お願い致しましたすべての議案について原案通り可決いただき、誠にありがとうございました。

一般質問につきましては、今回 水谷議員、松元議員、大久保議員の3名よりご質問を頂き、地方創生に関係する、産業支援策や定住・移住促進策、子育て支援や、U・Iターンによる人口減少対策、また公共施設の長期的視野での対応策や、職員の採用計画などにつきまして、ご意見を賜わったところでございます。

地方創生の推進にあたっては、今後世代におきまして、特に人口の行く末が危惧される中、今後5年間に亘る地方版総合戦略の策定と実効が、町(まち)の将来展望を左右すると言っても過言ではありません。

地方創生は、まさに「しごとの創生」と「ひとの創生」がその中心を成すものであり、 今年度策定の5カ年計画では、地域住民にその施策が理解され、地域住民参加型に事業計 画を行い、そしてPDCAサイクルを導入し、その進捗を基本目標に係る数値目標や、具 体的な施策に係る重要業績評価指標KPIの達成度により検証し、改善する仕組みを構築 することが重要であります。 施政方針で述べました17の事業につきましては、南大隅町版地方創生の第1弾として、 これまでに町民は下より議員各位からの要望、ご意見として賜りました「感謝される施策」 の一部を今回計上させて頂きました。

この一年は、振興計画と共にまさに特需とも言えるべきこの「地方版総合戦略」策定に、 奔走の一年となります。

今年度は特に、やる気のある自治会や関係組織、各種団体の会合等へ、可能な限り私が 直接出向き、町民の方々と自由な議論を重ね膝を交えての南大隅町版地方創生を創りだす 「出前座談会」形式で取り組み、必ずや人口減少に歯止めをかける施策展開にして行きた いと考えます。

また、新規施策の積極的展開と共に、町政の根幹であります財政の健全化については、 造成された基金を町民への還元も勘案しながら、引き続き安定した現運用スタイルで、着 実に基金造成出来得る効率起債の適用により、財政収支のバランスを常に先読みしながら 運用して参ります。

本年度も議員各位のお力添えを賜わりながら「新たな始動、そして躍動へ」向け、キャッチフレーズに掲げました、幸せを感じるの「感幸」の実現に向け精進して参りますので、引き続きご理解とご指導を頂きますようお願い申し上げ、平成26年度南大隅町定例会3月会議終了のお礼といたします。

▼ 散 会

議長 (大村明雄君)

以上をもちまして、平成26年度南大隅町議会定例会3月会議を散会します。

散会 : 平成27年3月25日 午後0時09分